

平成29年度 委託研究契約事務処理説明書(SATREPS) 主な改定事項リスト

連番	区分	大学等	項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通※1	P6 II. 2.	委託研究の契約について	・企業等に区分される機関においても複数年度契約を導入するため、単年度契約と複数年度契約に関する記載(旧 II 2.1)を削除。
2	共通※1	P6 II. 2. 3)	研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化	・国のガイドライン等を踏まえ、秘密保持や知的財産の取扱いなどについて参画機関との間で共同研究契約締結等、必要な措置を講ずるよう追記。
3	共通※1	P6 II. 2. 4)	他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生等が本研究に従事する場合の対応	・大学等における職務発明等の取扱いについて国の検討状況を踏まえ、雇用関係のない学生の発明の取扱いに係る対応を追記。
4	共通※1	P8 II. 2. 6)③	委託研究費の繰越について	・JSTの中長期目標期間中(平成29～33年度)における繰越の対象、手続き等を明記。
5	大学等※1	P13 III. 3. 2)① i)	研究設備・機器の共用促進について	・研究設備・機器の共用促進に係る国の指針等を踏まえて見直し。
6	大学等※1	P13 III. 3. 2)① i)	共用使用に係る研究計画作成時の事前確認	・一定以上の金額の調達予定機器について、共用の可否や既存機器との重複等について事前確認を要する旨を明記。
7	共通※1	P26 III. 8. 2)	収支簿の記載方法について	・収支簿には前事業年度繰越分の収支も含めて記載する旨明記。
8	共通※1	P29 III. 10. 2)	「体制整備等自己評価チェックリスト」および「研究不正行為チェックリスト」について	・委託研究契約締結に際して、「研究不正行為チェックリスト」の提出が新たな条件となることについて明記。
9	共通※1	P30 III. 10. 5)	不正行為等の報告および調査	・文部科学省の区分に合わせて、「不正受給」を「不正使用」と同等の取扱いとするよう変更。
10	共通※1	P32 III. 10. 7)	「研究公正ポータル」のご紹介	・研究公正推進事業の一環として、JSTが運営しているポータルサイトを追記。
11	大学等※1	P33 III. 11.	各種報告書等の提出について	・経理様式3「間接経費執行実績報告書」は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告するため削除。
12	共通※1	P41 IV. 1.	研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方	・知的財産権の出願や移転等に関する事前申請や各種通知について注意喚起を追記。
13	共通※1	P42 IV. 3. 1)	研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について	・第三者に移転する場合の注意点、第三者と共有する知的財産権を乙が放棄する場合の取扱いを追記。
14	共通※1	P43 IV. 4.	第三者が発明に参加した場合の取扱い	・JSTと研究契約を締結していない第三者が発明に参加した場合の留意事項を追記。
15	共通※1	P45 V.	研究成果の公表について	・研究成果を外部へ発表する際の取扱い等を追記。
16	共通※2	別紙 -	平成29年度 委託研究契約事務処理説明書 SATREPS補足資料(別紙)	・JST事業共通の事務処理事項とSATREPS固有の事務処理事項の差異についてモジュール化し、SATREPS固有事項について補足資料として別添。
17	共通※2	別紙 III. 1	委託研究契約	・変更届の対象を変更。
18	共通※2	別紙 III. 3 2)①.iii)	学生の相手国への出張について	・博士後期課程以上の学生の相手国出張についてJICA方針に基づき追記。
19	共通※2	別紙 III. 3 2)①.iv)	学生の相手国以外の第三国への出張について	・第三国への出張のJSTへの連絡する"所定の期日"を相手国出張計画時の連絡と同様、渡航1ヶ月前に指定。
20	共通※2	別紙 III. 3 2)②.i)	直接経費での雇用対象	・大学等における人件費の取扱いについて追記。
21	共通※2	別紙 III. 7 2)	研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について	・委託研究契約書知財条項に基づく特許出願時の事務手続きを補足。
22	共通※1	FAQ -	追加: 1005.1006.1007.1008.1103.1104.2006.2007 3104.4011.4012.4014.4015.4016.4017 4102.6016.6017.6102.90109	・事業共通の質問事項とSATREPS固有の質問事項を区分。 ・多く受ける質問を追加。
23	共通※1	別添3 -	研究活動における不正行為等への対応に関する規則	・平成29年3月30日の改正を受け差し替え。
24	共通※1	別添9 -	府省共通経費取扱区分表	・特記事項において以下の点を追記。 ・JST帰属となる物品の取得価額を50万に変更(企業等) ・講演会の謝金の支出不可対象について、相手国側参加研究者を追加 ・再委託費・共同実施費は原則として計上不可 ※各費目の執行に係る取扱詳細については、委託研究契約事務処理説明書(事業共通事項)及び補足資料を参照のこと。
25	共通※1	経理様式3 -	間接経費執行実績報告書	・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告するため削除。
26	共通※1	経理様式6 -	繰越報告書	・繰越は経理様式1委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)にて報告するため削除。
27	共通※1	知財様式1,3 -	1:知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書 3:知的財産権移転承認申請書	・第三者と共有する知的財産権を研究機関が放棄することにより、当該第三者に研究期間の持分が移転することとなる場合は、「放棄(知財様式1)」ではなく、「移転(知財様式3)」の取扱いとすることを注記に追加。

※1 JST事業共通改定事項。  
 ※2 SATREPS事業固有改定事項。  
 上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。